

2019.5



2019年5月11日(土)～5月20日(月)の10日間、春の全国交通安全運動が行われます。通常年は4月6日～4月15日に実施されていますが、2019年4月は統一地方選挙が行われたため、5月に行われることになりました。また、5月20日(日)は特に「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。そこで、今月は交通安全について、その中でも特に「もし事故にあったら」についてまとめてみました。

事故にあったら① | まず警察に連絡しよう

まずはすぐに警察に事故があったことを連絡しましょう。警察への連絡は基本的に加害者側が行うのが一般的ですが、加害者や被害者がわからないような交通事故もありえますし、加害者が逃げる可能性もあるため、できるだけ自身で警察を呼びましょう。この時、相手の加害者が警察を呼ぶのを嫌がるケースもありえますが、関係ありません。ちなみに、警察への報告義務を怠ると刑事罰がかせられることもあります。また、少しでも怪我をしたら、必ず「人身事故」として届け出ましょう。



事故にあったら② | 事故現場の記録をとる

交通事故にあったら警察とは別に、自分でも事故の現場を記憶し、証拠となる記録を残しておきましょう。警察が来てからも現場検証が行われますが、タイヤ痕などは消えてしまう可能性もあります。現場の証拠は損害賠償請求で非常に大事なものです。



事故にあったら③ | 加害者の情報・車両のナンバーを確認

車を運転していた加害者側運転手の『住所』『氏名』『年齢』『連絡先』『車のナンバー』『強制保険』『加入している任意保険会社名』は必ず確認しましょう。相手側が協力的でない場合でも、自動車のナンバーを写真に撮り、メモを怠ってはいけません。また、加害者とのやりとり

や、警察が来るまでの内容などを自分で録音しておくことも大切です。



事故にあったら④ | 目撃者の確保をする

もし事故の目撃者がいそうなら、周辺の方を探すことも大切です。目撃者が見つかった場合、その人の住所、氏名、連絡先を必ず聞いておくのがベストです。その場の事情聴取のときに証言してもらえる可能性もありますし、後々有利な証言としてみなされるかもしれません。

事故にあったら⑤ | 病院で医師の診断書をもらう

目立った外傷がなくともむち打ち症であったり、脳内出血、骨折を起こしたりしている可能性もあります。傷害を負っていると診断された場合は病院で診断書をもらいましょう。その痛みが交通事故にあったことによって生じたものであれば、「物損事故」から「人身事故」になります。

～まとめ～

事故にあったら、その場で警察を呼ぶか近くにいる大人に助けを求めましょう。**事故にあつて、ぶつかった相手に「大丈夫です」と答えてはいけません。その時は大丈夫でも、後からけがが見つかる可能性もあります。**今はスマートフォンを持っている人が多いですね。スマートフォンで写真を撮ったり、録音したりすることで、その場の状況をなるべく記録できるといいです。事故が起きた直後は混乱したり、焦ったりすると思いますが、落ち着いて対処をしてください。



事故にあわないようにする対策も、ネットにたくさんの情報がありました。警視庁ホームページや、政府広報オンライン(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201105/>)などを確認してみてください。